各事業者団体　各位

平成30年５月23日

厚生労働省

**消費税の軽減税率制度導入に関する事業者向け説明会の開催について
（ご案内）**

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

平成31 年（2019 年）10 月1 日から、消費税率が10％に引き上げられることに伴い、一定の品目について８％の軽減税率を適用する軽減税率制度が実施されます。この制度は、免税事業者の方を含めた全ての事業者の方に影響があることから、厚生労働省としても、関係事業者の方々に制度のポイントや政府の支援策について理解を深めていただくために、財務省・中小企業庁の協力の下、説明会を開催いたします。

貴団体におかれては、参加を御検討いただくとともに、傘下団体・事業者の方に対しても、説明会の開催について周知いただければ幸いです。

記

１　開催日時

　　平成30年6月11日（月）　14時00分～15時30分

２　開催場所

　　中央合同庁舎５号館　講堂（低層棟２階）

３　説明内容

1. 軽減税率制度の概要の説明（財務省）
2. 軽減税率制度導入に係る事業者支援策の説明（中小企業庁）
3. 質疑応答

４　申込方法・締切

参加を希望される方は、別添様式に、氏名（ふりがな）、勤務先または所属団体、電話番号を明記の上、直接、電子メール又はFAXにてお申し込みください。

＜申込先＞厚生労働省社会保障担当参事官室
　　　　メールアドレス：keigen@mhlw.go.jp
　　　　ＦＡＸ：03－3595－2158

＜申込み締切＞平成30年５月31日（木）17時まで

＜申込みに当たっての注意点＞
・　お電話による申込みは受け付けておりません。
・　希望者多数の場合、上記の締切より前に申込みを締め切ることがあります。
・　希望者多数の場合、参加人数の調整等をお願いすることがあります。
・　車いすでご参加される等、支援が必要な方は、その旨を申込みの際にお知らせく
　ださい。

案　内　図



交通：地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線、霞ケ関駅下車

東京都千代田区霞が関１－２－２

　　　　　　　　　　中央合同庁舎第５号館

　　　　　　　　　　電話：０３（５２５３）１１１１

　　　　厚生労働省　講堂

　　　　（中央合同庁舎第５号館 低層棟２階）